

議案第10号

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和3年2月24日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 区長等の期末手当を改定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の25」を「100分の20」に改める。

第2条 世田谷区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第3項各号列記以外の部分中「100分の20」を「100分の25」に、「100分の180」を「100分の177.5」に、「100分の185」を「100分の182.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。